

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年8月13日

【会社名】 株式会社一家ホールディングス(注)1

【英訳名】 Ikka Holdings Co.,Ltd.(注)1

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 武長 太郎(注)1

【本店の所在の場所】 千葉県市川市八幡二丁目5番6号(注)1

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 株式会社一家ダイニングプロジェクト
取締役管理部長 高橋 広宜

【最寄りの連絡場所】 株式会社一家ダイニングプロジェクト
千葉県市川市八幡二丁目5番6号

【電話番号】 047-302-5115

【事務連絡者氏名】 株式会社一家ダイニングプロジェクト
取締役管理部長 高橋 広宜

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 普通株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 347,901,864円(注)2

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

(注) 1 本届出書提出日現在におきまして、株式会社一家ホールディングスは未設立であり、2021年10月1日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所につきましては、現時点の予定を記載しております。

2 本届出書提出日現在において未確定であるため、株式会社一家ダイニングプロジェクトの2021年3月31日における株主資本の額(簿価)を記載しております。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年6月8日付で提出いたしました有価証券届出書及び2021年6月14日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書、2021年6月21日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書並びに2021年6月24日付で提出いたしました有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、記載事項の一部に誤りがありましたこと及び2021年8月2日付で株式会社東京証券取引所に当社株式の新規上場申請を行ったこと並びに株式会社一家ダイニングプロジェクトが2021年8月13日付で金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書及び第1四半期に係る四半期報告書を提出したことに伴い、記載内容の一部に訂正すべき事項が生じたので、当該箇所を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法

第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報

第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要

- 1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等
 1. 本株式移転の目的及び理由
 2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係
 - (1) 提出会社の企業集団の概要
提出会社の概要
- 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等
 2. 株式移転の内容

第三部 企業情報

第2 事業の状況

- 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
- 4 経営上の重要な契約等
- 5 研究開発活動

第4 提出会社の状況

- 1 株式等の状況
 - (1) 株式の総数等
株式の総数
発行済株式
 - (2) 新株予約権等の状況
ストックオプション制度の内容
 - (3) 発行済株式総数、資本金等の推移
- 4 コーポレート・ガバナンスの状況等
 - (2) 役員の状況
役員一覧

第5 経理の状況

第6 提出会社の株式事務の概要

第五部 組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項

- (1) 組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類

第六部 株式公開情報

第3 株主の状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	6,570,500株 (注)1, 2, 3	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。(注)4

- (注) 1 株式会社一家ダイニングプロジェクトの発行済株式総数6,618,300株
2021年3月31日に基づいて記載しております。その他、本株式移転((注)2で定義します。以下同じ。)の効力発生に先立ち、株式会社一家ダイニングプロジェクトの発行済株式総数が変化した場合には、株式移転設立完全親会社(持株会社)となる株式会社一家ホールディングス(以下「当社」という。)が交付する新株式数は変動することがあります。なお、株式会社一家ダイニングプロジェクトは、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有している自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、株式会社一家ダイニングプロジェクトが2021年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式47,800株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。
- 2 普通株式は、株式会社一家ダイニングプロジェクトの2021年5月25日開催の取締役会決議(株式移転計画の承認、株式移転計画の定時株主総会への付議)及び2021年6月24日開催の株式会社一家ダイニングプロジェクトの定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づいて行う株式移転(以下「本株式移転」という。)に伴い発行する予定です。
- 3 株式会社一家ダイニングプロジェクトは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)に新規上場申請を行う予定です。
- 4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	6,570,500株 (注)1, 2, 3	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。なお、単元株式数は100株です。(注)4

- (注) 1 株式会社一家ダイニングプロジェクトの発行済株式総数6,618,300株
2021年3月31日に基づいて記載しております。その他、本株式移転((注)2で定義します。以下同じ。)の効力発生に先立ち、株式会社一家ダイニングプロジェクトの発行済株式総数が変化した場合には、株式移転設立完全親会社(持株会社)となる株式会社一家ホールディングス(以下「当社」という。)が交付する新株式数は変動することがあります。なお、株式会社一家ダイニングプロジェクトは、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有している自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、株式会社一家ダイニングプロジェクトが2021年3月31日時点で保有する自己株式である普通株式47,800株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。
- 2 普通株式は、株式会社一家ダイニングプロジェクトの2021年5月25日開催の取締役会決議(株式移転計画の承認、株式移転計画の定時株主総会への付議)及び2021年6月24日開催の株式会社一家ダイニングプロジェクトの定時株主総会の特別決議(株式移転計画の承認)に基づいて行う株式移転(以下「本株式移転」という。)に伴い発行する予定です。
- 3 株式会社一家ダイニングプロジェクトは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)に新規上場申請を行いました。
- 4 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

株式移転によることとします。(注)1, 2

(訂正前)

- (注) 1 普通株式は、本株式移転により当社が株式会社一家ダイニングプロジェクトの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における株式会社一家ダイニングプロジェクトの最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有する株式会社一家ダイニングプロジェクトの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。また、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定ですが、株式会社一家ダイニングプロジェクトの2021年3月31日における株主資本の額（簿価）は、347,901,864円であり、発行価額の総額のうち50,000,000円が資本金に組み入れられます。
- 2 当社は、「1新規発行株式」に記載の普通株式について東京証券取引所への上場申請手続（東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項）を行い、いわゆるテクニカル上場（同規程第208条）により2021年10月1日より東京証券取引所市場第一部に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る（東京証券取引所有価証券上場規程施行規則第216条第1項）。）について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

(訂正後)

- (注) 1 普通株式は、本株式移転により当社が株式会社一家ダイニングプロジェクトの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における株式会社一家ダイニングプロジェクトの最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有する株式会社一家ダイニングプロジェクトの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。また、各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定ですが、株式会社一家ダイニングプロジェクトの2021年3月31日における株主資本の額（簿価）は、347,901,864円であり、発行価額の総額のうち50,000,000円が資本金に組み入れられます。
- 2 当社は、「1新規発行株式」に記載の普通株式について東京証券取引所への上場申請手続（東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項）を行いました。これに伴い、いわゆるテクニカル上場（同規程第208条）により2021年10月1日より東京証券取引所市場第一部に上場する予定です。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等（効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限る（東京証券取引所有価証券上場規程施行規則第216条第1項）。）について、同規程に定める流動性基準への適合状況を中心に確認し、速やかな上場を認める制度です。

第二部 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報】

第1 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要】

1 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等】

1. 本株式移転の目的及び理由

（訂正前）

株式会社一家ダイニングプロジェクトは、「あらゆる人の幸せに関わる日本一の“おもてなし”集団」をグループミッションに掲げ、おもてなしを通して、関わる人と喜びと感動を分かちあえる企業を目指し、飲食事業及びブライダル事業を展開しております。

外食業界におきましては、人材不足の深刻化による人件費・採用費の高騰や企業間競争の激化、さらには世界的な新型コロナウイルスの感染拡大による生活習慣や消費者ニーズの変化による外食機会の減少などにより、今後も厳しい状況が継続するものと想定されます。また、ブライダル業界におきましても、少子高齢化によるマーケットの縮小が懸念される中、婚礼スタイルの多様化による企業間競争の激化などにより、今後も厳しい状況が継続するものと想定されます。

このような状況を踏まえ、当社グループは、今後も事業の持続的な成長を実現し、飲食事業・ブライダル事業のみならず、さらに、あらゆる“おもてなし”に関わる事業を展開し、より多くの人々の幸せに関わる“おもてなし”のリーディングカンパニーとなるべく、変化が著しい業界環境や消費者ニーズに機動的かつ柔軟に対応できる体制を確保し、競合他社との競争力の強化、事業リスクの管理体制の強化を図り、収益の安定化ならびに企業価値のさらなる向上を目指してまいりたいと考えております。

持株会社体制へ移行することで、迅速かつ柔軟な経営判断を行うことができる体制を構築し、経営管理機能と業務執行機能を分離することで、持株会社においては、グループの経営戦略立案および経営資源の配分の最適化を行い、事業子会社においては、グループ経営戦略の迅速な業務執行により、グループ全体の効率性向上を図り、競争力を高め、グループ全体の企業価値向上および持続的な成長を目指します。

なお、本株式移転により、株式会社一家ダイニングプロジェクトは完全子会社となるため、株式会社一家ダイニングプロジェクト株式は上場廃止となりますが、持株会社は東京証券取引所市場第一部に上場申請を行うことを予定しております。上場日は東京証券取引所の審査によりますが、持株会社の設立登記日（株式移転効力発生日）である、2021年10月1日を予定しております。

（訂正後）

株式会社一家ダイニングプロジェクトは、「あらゆる人の幸せに関わる日本一の“おもてなし”集団」をグループミッションに掲げ、おもてなしを通して、関わる人と喜びと感動を分かちあえる企業を目指し、飲食事業及びブライダル事業を展開しております。

外食業界におきましては、人材不足の深刻化による人件費・採用費の高騰や企業間競争の激化、さらには世界的な新型コロナウイルスの感染拡大による生活習慣や消費者ニーズの変化による外食機会の減少などにより、今後も厳しい状況が継続するものと想定されます。また、ブライダル業界におきましても、少子高齢化によるマーケットの縮小が懸念される中、婚礼スタイルの多様化による企業間競争の激化などにより、今後も厳しい状況が継続するものと想定されます。

このような状況を踏まえ、当社グループは、今後も事業の持続的な成長を実現し、飲食事業・ブライダル事業のみならず、さらに、あらゆる“おもてなし”に関わる事業を展開し、より多くの人の幸せに関わる“おもてなし”のリーディングカンパニーとなるべく、変化が著しい業界環境や消費者ニーズに機動的かつ柔軟に対応できる体制を確保し、競合他社との競争力の強化、事業リスクの管理体制の強化を図り、収益の安定化ならびに企業価値のさらなる向上を目指してまいりたいと考えております。

持株会社体制へ移行することで、迅速かつ柔軟な経営判断を行うことができる体制を構築し、経営管理機能と業務執行機能を分離することで、持株会社においては、グループの経営戦略立案および経営資源の配分の最適化を行い、事業子会社においては、グループ経営戦略の迅速な業務執行により、グループ全体の効率性向上を図り、競争力を高め、グループ全体の企業価値向上および持続的な成長を目指します。

なお、本株式移転により、株式会社一家ダイニングプロジェクトは完全子会社となるため、株式会社一家ダイニングプロジェクト株式は上場廃止となりますが、持株会社は東京証券取引所市場第一部に上場申請を行い、これに伴い、上場日は東京証券取引所の審査によりますが、持株会社の設立登記日（株式移転効力発生日）である、2021年10月1日を予定しております。

2. 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1) 提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

(訂正前)

(1) 商号	株式会社一家ホールディングス (英文名: Ikka Holdings CO.,Ltd.)	
(2) 所在地	千葉県市川市八幡二丁目5番6号	
(3) 代表者及び 役員就任予定者	代表取締役社長 武長 太郎	現 株式会社一家ダイニングプロジェクト 代表取締役社長
	取締役副社長営業統括 秋山 淳	現 株式会社一家ダイニングプロジェクト 取締役副社長営業統括
	取締役人財育成部長 野瀬 健	現 株式会社一家ダイニングプロジェクト 取締役人財育成部長
	取締役管理部長 高橋 広宜	現 株式会社一家ダイニングプロジェクト 取締役管理部長
	取締役経営企画室長 岩田 明	現 株式会社一家ダイニングプロジェクト 取締役経営企画室長
	取締役 赤塚 元気	現 株式会社一家ダイニングプロジェクト 取締役(社外)
	取締役(監査等委員) 五宝 滋夫	現 株式会社一家ダイニングプロジェクト 取締役(監査等委員)(社外)
	取締役(監査等委員) 由木 竜太	現 株式会社一家ダイニングプロジェクト 取締役(監査等委員)(社外)
	取締役(監査等委員) 神野 美穂	現 株式会社一家ダイニングプロジェクト 取締役(監査等委員)(社外)
(4) 事業内容	グループ会社等の経営管理及びそれに付帯又は関連する業務等	
(5) 資本金	50百万円	
(6) 決算期	3月31日	
(7) 純資産	未定	
(8) 総資産	未定	

(訂正後)

(1) 商号	株式会社一家ホールディングス (英文名: Ikka Holdings Co.,Ltd.)	
(2) 所在地	千葉県市川市八幡二丁目5番6号	
(3) 代表者及び 役員就任予定者	代表取締役社長 武長 太郎	現 株式会社一家ダイニングプロジェクト 代表取締役社長
	取締役副社長営業統括 秋山 淳	現 株式会社一家ダイニングプロジェクト 取締役副社長営業統括
	取締役人財育成部長 野瀬 健	現 株式会社一家ダイニングプロジェクト 取締役人財育成部長
	取締役管理部長 高橋 広宜	現 株式会社一家ダイニングプロジェクト 取締役管理部長
	取締役経営企画室長 岩田 明	現 株式会社一家ダイニングプロジェクト 取締役経営企画室長
	取締役 赤塚 元気	現 株式会社一家ダイニングプロジェクト 取締役(社外)
	取締役(監査等委員) 五宝 滋夫	現 株式会社一家ダイニングプロジェクト 取締役(監査等委員)(社外)
	取締役(監査等委員) 由木 竜太	現 株式会社一家ダイニングプロジェクト 取締役(監査等委員)(社外)
	取締役(監査等委員) 神野 美穂	現 株式会社一家ダイニングプロジェクト 取締役(監査等委員)(社外)
(4) 事業内容	グループ会社等の経営管理及びそれに付帯又は関連する業務等	
(5) 資本金	50百万円	
(6) 決算期	3月31日	
(7) 純資産	未定	
(8) 総資産	未定	

3 【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等】

2 . 株式移転計画の内容

本株式移転計画の内容は、以下のとおりです。

(訂正前)

株式移転計画書(写)

株式会社一家ダイニングプロジェクト(以下、「当会社」という。)は、当会社を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社(以下、「持株会社」という。)を設立するための株式移転(以下、「本株式移転」という。)を行うに当たり、次のとおり株式移転計画(以下、「本計画」という。)を定める。

(持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

第1条 持株会社の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数は次のとおりとする。

(1) 目的

持株会社の目的は、別紙1「株式会社一家ホールディングス定款」第2条の記載のとおりとする。

(2) 商号

持株会社の商号は、「株式会社一家ホールディングス」とし、英文では、「Ikka Holdings CO.,Ltd.」と表示する。

(3) 本店の所在地

持株会社の本店の所在地は、千葉県市川市とし、本店の所在場所は、千葉県市川市八幡二丁目5番6号とする。

(4) 発行可能株式総数

持株会社の発行可能株式総数は、18,560,000株とする。

2 . 前項に掲げるもののほか、持株会社の定款で定める事項は、別紙1「株式会社一家ホールディングス定款」に記載のとおりとする。

(中略)

(別紙1)

一家ホールディングス 定款

第1章 総 則

第1条 当社は、株式会社一家ホールディングスと称し、英文では、Ikka Holdings Co.,Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)、その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。

- (1) 飲食店の経営
 - (2) 飲食店に対する経営コンサルティング業および関連業務
 - (3) プライダル施設の運営、プライダルに関するコーディネートおよびプロデュースなどのプライダルサービス事業
 - (4) 旅館、ホテルの運営
 - (5) 旅館、ホテルに対する経営コンサルティング業および関連業務
 - (6) キャンプ場、バーベキュー場、アミューズメント施設等の運営
 - (7) キャンプ場、バーベキュー場、アミューズメント施設等に対する経営コンサルティング業および関連業務
 - (8) 前各号に付帯する一切の業務
2. 当社は、前項各号の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を、千葉県市川市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会、取締役のほか、以下の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(中略)

（別紙２）

当会社第１回新株予約権の内容

（中略）

３．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される１株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、3,288円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

（中略）

(別紙3)

株式会社一家ホールディングス第1回新株予約権の内容

(中略)

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、42円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(中略)

（別紙４）

当会社第２回新株予約権の内容

（中略）

３．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される１株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、3,288円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

（中略）

(別紙5)

株式会社一家ホールディングス第2回新株予約権の内容

(中略)

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、42円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(中略)

（別紙6）

当会社第3回新株予約権の内容

（中略）

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、26,000円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

（中略）

（別紙 7）

株式会社一家ホールディングス第 3 回新株予約権の内容

（中略）

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、325円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の 1 株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

（中略）

(別紙 8)

当会社第4回新株予約権の内容

(中略)

4. 行使価額の調整

- (1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の 又は を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（株式交換による自己株式の移転、会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下「適用日」という）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

- (2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡してこれを適用する。なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

- (3) 上記(1) および に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。
- (4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

(中略)

(別紙9)

当株式会社一家ホールディングス第4回新株予約権の内容

4. 行使価額の調整

(1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の 又は を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下「行使価額調整式」という)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(株式交換による自己株式の移転、会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下「適用日」という)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における終値(気配表示を含む。以下同じ)の平均値(終値のない日を除く)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下「分割前行使株式数」という)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

(3) 上記(1) および に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

(中略)

（別紙10）

当会社第5回新株予約権の内容

（中略）

7. 行使価額の調整

（中略）

（4）

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

11. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

（中略）

（6）新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制

限新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

（中略）

(別紙11)

株式会社一家ホールディングス第5回新株予約権の内容

(中略)

7. 行使価額の調整

(中略)

(4)

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

(中略)

11. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

(中略)

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制

限新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(後略)

(訂正後)

株式移転計画書(写)

株式会社一家ダイニングプロジェクト(以下、「当会社」という。)は、当会社を株式移転完全子会社とする株式移転設立完全親会社(以下、「持株会社」という。)を設立するための株式移転(以下、「本株式移転」という。)を行うに当たり、次のとおり株式移転計画(以下、「本計画」という。)を定める。

(持株会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

第1条 持株会社の目的、商号、本店の所在地および発行可能株式総数は次のとおりとする。

(1) 目的

持株会社の目的は、別紙1「株式会社一家ホールディングス定款」第2条の記載のとおりとする。

(2) 商号

持株会社の商号は、「株式会社一家ホールディングス」とし、英文では、「Ikka Holdings Co.,Ltd.」と表示する。

(3) 本店の所在地

持株会社の本店の所在地は、千葉県市川市とし、本店の所在場所は、千葉県市川市八幡二丁目5番6号とする。

(4) 発行可能株式総数

持株会社の発行可能株式総数は、18,560,000株とする。

2. 前項に掲げるもののほか、持株会社の定款で定める事項は、別紙1「株式会社一家ホールディングス定款」に記載のとおりとする。

(中略)

(別紙1)

一家ホールディングス 定款

第1章 総 則

第1条 当社は、株式会社一家ホールディングスと称し、英文では、Ikka Holdings Co.,Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の各号に掲げる事業を営む会社(外国会社を含む。)、組合(外国における組合に相当するものを含む。)、その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。

- (1) 飲食店の経営
- (2) 飲食店に対する経営コンサルティング業および関連業務
- (3) プライダル施設の運営、プライダルに関するコーディネートおよびプロデュースなどのプライダルサービス事業
- (4) 旅館、ホテルの運営
- (5) 旅館、ホテルに対する経営コンサルティング業および関連業務
- (6) キャンプ場、バーベキュー場、アミューズメント施設等の運営
- (7) キャンプ場、バーベキュー場、アミューズメント施設等に対する経営コンサルティング業および関連業務
- (8) 前各号に付帯する一切の業務

2. 当社は、前項各号の事業を営むことができる。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を、千葉県市川市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会、取締役のほか、以下の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(中略)

(別紙2)

当会社第1回新株予約権の内容

(中略)

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、3,288円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(中略)

（別紙3）

株式会社一家ホールディングス第1回新株予約権の内容

（中略）

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、42円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

（中略）

（別紙４）

当会社第２回新株予約権の内容

（中略）

３．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される１株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、3,288円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の１株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

（中略）

(別紙5)

株式会社一家ホールディングス第2回新株予約権の内容

(中略)

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、42円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(中略)

（別紙6）

当会社第3回新株予約権の内容

（中略）

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、26,000円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

（中略）

(別紙7)

株式会社一家ホールディングス第3回新株予約権の内容

(中略)

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、325円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(中略)

(別紙8)

当会社第4回新株予約権の内容

(中略)

4. 行使価額の調整

- (1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の 又は を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式（以下「行使価額調整式」という）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（株式交換による自己株式の移転、会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下「適用日」という）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における終値（気配表示を含む。以下同じ）の平均値（終値のない日を除く）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

- (2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡してこれを適用する。なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下「分割前行使株式数」という）新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日（払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日）の翌日以降（基準日がある場合は当該基準日の翌日以降）、これを適用する。

- (3) 上記(1) および に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。
- (4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

(中略)

(別紙9)

当株式会社一家ホールディングス第4回新株予約権の内容

4. 行使価額の調整

(1) 割当日以降、当社が当社普通株式につき、次の 又は を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下「行使価額調整式」という)により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

当社が株式分割又は株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(株式交換による自己株式の移転、会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」(以下「適用日」という)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における終値(気配表示を含む。以下同じ)の平均値(終値のない日を除く)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位を四捨五入して小数第1位まで算出する。

行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。

自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替える。

(2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下「分割前行使株式数」という)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1) に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。

(3) 上記(1) および に定める場合の他、割当日以降、他の種類株式の普通株主への無償割当て又は他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

(中略)

（別紙10）

当会社第5回新株予約権の内容

（中略）

7. 行使価額の調整

（中略）

（4）

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

11. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

（中略）

（6）新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

（中略）

(別紙11)

株式会社一家ホールディングス第5回新株予約権の内容

(中略)

7. 行使価額の調整

(中略)

(4)

行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日を除く。)の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(中略)

11. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

(中略)

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(後略)

第三部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社一家ダイニングプロジェクトの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、同社の有価証券報告書(2021年6月24日提出)を参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる株式会社一家ダイニングプロジェクトの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、同社の有価証券報告書(2021年6月24日提出) 及び四半期報告書(2021年8月13日提出)を参照ください。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（訂正前）

当社グループは新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社グループの完全子会社となる株式会社一家ダイニングプロジェクトの財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書(2021年6月24日提出)を参照ください。

（訂正後）

当社グループは新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社グループの完全子会社となる株式会社一家ダイニングプロジェクトの財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、同社の有価証券報告書(2021年6月24日提出) 及び四半期報告書(2021年8月13日提出)を参照ください。

4 【経営上の重要な契約等】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社グループの完全子会社となる株式会社一家ダイニングプロジェクトの経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書(2021年6月24日提出)を参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「**第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等**」をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社グループの完全子会社となる株式会社一家ダイニングプロジェクトの経営上の重要な契約等については、同社の有価証券報告書(2021年6月24日提出) 及び四半期報告書(2021年8月13日提出)を参照ください。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「**第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等**」をご参照ください。

5 【研究開発活動】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社グループの完全子会社となる株式会社一家ダイニングプロジェクトの研究開発活動については、同社の有価証券報告書(2021年6月24日提出)をご参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社グループの完全子会社となる株式会社一家ダイニングプロジェクトの研究開発活動については、同社の有価証券報告書(2021年6月24日提出)及び四半期報告書(2021年8月13日提出)をご参照ください。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

2021年10月1日時点の当社の株式の総数等は以下のとおりとなる予定です。

(訂正前)

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,560,00株
計	18,560,00株

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,570,500 (注) 1, 2, 3	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式です。なお単元株 式100株です。
計	6,570,500		

- (注) 1 株式会社一家ダイニングプロジェクトの発行済株式総数6,618,300株(2021年3月31日)に基づいて記載しております。本株式移転の効力発生に先立ち、株式会社一家ダイニングプロジェクトの発行済株式総数が変化した場合は、当社が交付する新株式数は変動いたします。株式会社一家ダイニングプロジェクトは、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、株式会社一家ダイニングプロジェクトが2021年3月31日現時点で保有する自己株式である普通株式47,800株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。
- 2 株式会社一家ダイニングプロジェクトは、当社の普通株式について、東京証券取引所に新規上場申請を行う予定です。
- 3 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(訂正後)

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	18,560,000株
計	18,560,000株

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	6,570,500 (注) 1, 2, 3	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式です。なお単元株 式100株です。
計	6,570,500		

- (注) 1 株式会社一家ダイニングプロジェクトの発行済株式総数6,618,300株(2021年3月31日)に基づいて記載しております。本株式移転の効力発生に先立ち、株式会社一家ダイニングプロジェクトの発行済株式総数が変化した場合は、当社が交付する新株式数は変動いたします。株式会社一家ダイニングプロジェクトは、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、株式会社一家ダイニングプロジェクトが2021年3月31日現時点で保有する自己株式である普通株式47,800株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。
- 2 株式会社一家ダイニングプロジェクトは、当社の普通株式について、東京証券取引所に新規上場申請を行いました。
- 3 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりです。
名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(2) 【新株予約権等の状況】

株式会社一家ダイニングプロジェクトが発行した新株予約権は、本株式移転効力発生日をもって消滅し、同日当該新株予約権の新株予約権者に対してこれに代わる当社の新株予約権を交付いたします。当社が交付する新株予約権の内容は以下のとおりであります。

【ストックオプション制度の内容】

当社は新設会社ですので、本届出書提出日現在において該当事項はありません。なお、当社の完全子会社となる株式会社一家ダイニングプロジェクトのストックオプション制度の内容は、以下のとおりであります。

(訂正前)

a. 株式会社一家ホールディングス第1回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在（2021年10月1日）
決議年月日	2015年12月24日(注)1
付与対象者の区分及び人数	株式会社一家ダイニングプロジェクト 取締役 3名 株式会社一家ダイニングプロジェクト 監査役 1名 株式会社一家ダイニングプロジェクト 従業員 13名
新株予約権の数	276個(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	株式移転計画書 別紙3 「株式会社一家ホールディングス第1回新株予約権の内容」の「2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式移転計画書 別紙3 「株式会社一家ホールディングス第1回新株予約権の内容」の「3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法」をご参照ください。
新株予約権の行使時の行使期間	株式移転計画書 別紙3 「株式会社一家ホールディングス第1回新株予約権の内容」の「4. 新株予約権を行使することができる期間」をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙3 「株式会社一家ホールディングス第1回新株予約権の内容」の「5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙3 「株式会社一家ホールディングス第1回新株予約権の内容」の「7. 新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	株式移転計画書 別紙3 「株式会社一家ホールディングス第1回新株予約権の内容」の「6. 譲渡による新株予約権の取得の制限」をご参照ください。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙3 「株式会社一家ホールディングス第1回新株予約権の内容」の「10. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い」をご参照ください。

(注) 1 株式会社一家ダイニングプロジェクト第1回新株予約権の決議年月日です。

2 本届出書提出書提出日（2021年6月8日）現在の株式会社一家ダイニングプロジェクト第1回新株予約権の個数です。株式会社一家ダイニングプロジェクトが発行している新株予約権について当社は、株式会社一家ダイニングプロジェクト第1回新株予約権の新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代えて、同等の新株予約権を交付し、割り当てる予定です。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに株式会社一家ダイニングプロジェクト第1回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。

3 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式です。

(訂正後)

a. 株式会社一家ホールディングス第1回新株予約権

区分	株式移転効力発生日現在（2021年10月1日）
決議年月日	2015年12月24日(注)1
付与対象者の区分及び人数	株式会社一家ダイニングプロジェクト 取締役 3名 株式会社一家ダイニングプロジェクト 監査役 1名 株式会社一家ダイニングプロジェクト 従業員 13名
新株予約権の数	276個(注)2
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(注)3
新株予約権の目的となる株式の数	株式移転計画書 別紙3 「株式会社一家ホールディングス第1回新株予約権の内容」の「2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数」をご参照ください。
新株予約権の行使時の払込金額	株式移転計画書 別紙3 「株式会社一家ホールディングス第1回新株予約権の内容」の「3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法」をご参照ください。
新株予約権の行使時の行使期間	株式移転計画書 別紙3 「株式会社一家ホールディングス第1回新株予約権の内容」の「4. 新株予約権を行使することができる期間」をご参照ください。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	株式移転計画書 別紙3 「株式会社一家ホールディングス第1回新株予約権の内容」の「5. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項」をご参照ください。
新株予約権の行使の条件	株式移転計画書 別紙3 「株式会社一家ホールディングス第1回新株予約権の内容」の「7. 新株予約権の行使の条件」をご参照ください。
新株予約権の譲渡に関する事項	株式移転計画書 別紙3 「株式会社一家ホールディングス第1回新株予約権の内容」の「6. 譲渡による新株予約権の取得の制限」をご参照ください。
組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	株式移転計画書 別紙3 「株式会社一家ホールディングス第1回新株予約権の内容」の「10. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い」をご参照ください。

(注) 1 株式会社一家ダイニングプロジェクト第1回新株予約権の決議年月日です。

- 2 本届出書提出日（2021年6月8日）現在の株式会社一家ダイニングプロジェクト第1回新株予約権の個数です。株式会社一家ダイニングプロジェクトが発行している新株予約権について当社は、株式会社一家ダイニングプロジェクト第1回新株予約権の新株予約権者に対し、その有する新株予約権に代えて、同等の新株予約権を交付し、割り当てる予定です。なお、当該個数は、本株式移転の効力発生日までに株式会社一家ダイニングプロジェクト第1回新株予約権の行使等により変動する可能性があります。
- 3 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない、当社における標準となる株式です。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

(訂正前)

2021年10月1日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年10月1日	<u>65,700,500</u> (注)	<u>65,700,500</u> (注)	50	50	0	0

(注) 株式会社一家ダイニングプロジェクトの発行済株式総数6,618,300株(2021年3月31日)に基づいて記載しております。本株式移転の効力発生に先立ち、株式会社一家ダイニングプロジェクトの発行済株式総数が変化した場合は、当社が交付する新株式数は変動いたします。株式会社一家ダイニングプロジェクトは、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、株式会社一家ダイニングプロジェクトが2021年3月31日現時点で保有する自己株式である普通株式47,800株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。

(訂正後)

2021年10月1日時点の当社の発行済株式総数、資本金等は以下のとおりとなる予定です。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年10月1日	<u>6,570,500</u> (注)	<u>6,570,500</u> (注)	50	50	0	0

(注) 株式会社一家ダイニングプロジェクトの発行済株式総数6,618,300株(2021年3月31日)に基づいて記載しております。本株式移転の効力発生に先立ち、株式会社一家ダイニングプロジェクトの発行済株式総数が変化した場合は、当社が交付する新株式数は変動いたします。株式会社一家ダイニングプロジェクトは、本株式移転の効力発生日までに、現時点で保有し又は今後新たに取得する自己株式のうち、実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、株式会社一家ダイニングプロジェクトが2021年3月31日現時点で保有する自己株式である普通株式47,800株については、上記算出において、新株式交付の対象から除外しております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(2) 【役員の状況】

役員一覧

就任予定の当社の役員の状況は、以下のとおりです。

(訂正前)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	武長 太郎	1977年1月24日生	1997年10月	有限会社ロイスカンパニー(現当社)設立 代表取締役社長就任(現任)	(注)2	1,136,200
取締役副社長 営業統括	秋山 淳	1979年3月2日生	2000年7月 2009年3月 2015年5月 2018年6月	株式会社一家ダイニングプロジェクト入社 株式会社一家ダイニングプロジェクト取締役総料理長就任 株式会社一家ダイニングプロジェクト専務取締役営業統括就任 株式会社一家ダイニングプロジェクト取締役副社長営業統括就任(現任)	(注)2	
取締役人財育成部長	野瀬 健	1974年2月21日生	2000年10月 2011年10月 2014年4月	株式会社一家ダイニングプロジェクト入社 株式会社一家ダイニングプロジェクト執行役員人財育成部長就任 株式会社一家ダイニングプロジェクト取締役人財育成部長就任(現任)	(注)2	
取締役管理部長	高橋 広宜	1980年2月29日生	2001年8月 2015年4月 2015年5月 2016年4月 2016年6月	株式会社一家ダイニングプロジェクト入社 株式会社一家ダイニングプロジェクト執行役員総務部長就任 株式会社一家ダイニングプロジェクト常勤監査役就任 株式会社一家ダイニングプロジェクト執行役員管理部長就任 株式会社一家ダイニングプロジェクト取締役管理部長就任(現任)	(注)2	
取締役経営企画室長	岩田 明	1971年11月4日生	2001年5月 2007年1月 2016年3月 2016年11月	株式会社一家ダイニングプロジェクト入社 株式会社一家ダイニングプロジェクト常務取締役就任 株式会社一家ダイニングプロジェクト常勤監査役就任 株式会社一家ダイニングプロジェクト取締役経営企画室長就任(現任)	(注)2	
取締役	赤塚 元気	1976年11月5日生	1999年4月 2006年1月 2016年11月 2018年9月	ジャパン興業株式会社(現株式会社DREAM ON COMPANY)入社 ジャパン興業株式会社(現株式会社DREAM ON COMPANY)代表取締役社長就任(現任) 株式会社一家ダイニングプロジェクト社外取締役 就任(現任) 株式会社DREAM ON設立 代表取締役社長就任(現任)	(注)2	
取締役(監査等委員)	五宝 滋夫	1958年1月31日生	1981年4月 2016年6月 2016年11月 2017年6月 2019年6月	麒麟麦酒株式会社(現キリンホールディングス株式会社)入社 シライ電子工業株式会社 監査役(社外監査役)就任(現任) 株式会社一家ダイニングプロジェクト常勤監査役(社外監査役)就任 株式会社Kaizen Platform監査役(社外監査役)就任(現任) 株式会社一家ダイニングプロジェクト社外取締役 監査等委員 就任(現任)	(注)3	

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
取締役 (監査等委員)	由木 竜太	1975年10月6日生	2000年10月 2011年1月 2016年11月 2019年6月	東京弁護士会 弁護士登録 フォーサイト総合法律事務所 パート ナー弁護士就任(現任) 株式会社一家ダイニングプロジェクト 監査役(社外監査役)就任 株式会社一家ダイニングプロジェクト 社外取締役 監査等委員 就任(現任)	(注)3	
取締役 (監査等委員)	神野 美穂	1976年6月28日生	2001年10月 2005年4月 2005年5月 2013年6月 2019年6月	監査法人トーマツ(現有限責任監査法人 トーマツ)入所 公認会計士登録 神野公認会計士事務所設立 所長就任(現 任) 株式会社サイオンアカデミー設立 代表 取締役社長就任(現任) 株式会社一家ダイニングプロジェクト 社外取締役 監査等委員 就任(現任)	(注)3	
計						1,136,200

- (注) 1. 取締役赤塚元気氏、五宝滋夫氏、由木竜太氏及び神野美穂氏は、社外取締役であります。
2. 取締役の任期は2021年10月1日から、2022年3月期に係る定時取締役会終結の時までであります。
3. 取締役(監査等委員)の任期は2021年10月1日から、2022年3月期に係る定時取締役会終結の時までであります。

(訂正後)

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	武長 太郎	1977年1月24日生	1997年10月	有限会社ロイスカンパニー(現当社)設立 代表取締役社長就任(現任)	(注)2	1,136,200
取締役副社長 営業統括	秋山 淳	1979年3月2日生	2000年7月 2009年3月 2015年5月 2018年6月	株式会社一家ダイニングプロジェクト入社 株式会社一家ダイニングプロジェクト取締役総料理長就任 株式会社一家ダイニングプロジェクト専務取締役営業統括就任 株式会社一家ダイニングプロジェクト取締役副社長営業統括就任(現任)	(注)2	
取締役 人財育成 部長	野瀬 健	1974年2月21日生	2000年10月 2011年10月 2014年4月	株式会社一家ダイニングプロジェクト入社 株式会社一家ダイニングプロジェクト執行役員人財育成部長就任 株式会社一家ダイニングプロジェクト取締役人財育成部長就任(現任)	(注)2	
取締役 管理部長	高橋 広宜	1980年2月29日生	2001年8月 2015年4月 2015年5月 2016年4月 2016年6月	株式会社一家ダイニングプロジェクト入社 株式会社一家ダイニングプロジェクト執行役員総務部長就任 株式会社一家ダイニングプロジェクト常勤監査役就任 株式会社一家ダイニングプロジェクト執行役員管理部長就任 株式会社一家ダイニングプロジェクト取締役管理部長就任(現任)	(注)2	
取締役 経営企画 室長	岩田 明	1971年11月4日生	2001年5月 2007年1月 2016年3月 2016年11月	株式会社一家ダイニングプロジェクト入社 株式会社一家ダイニングプロジェクト常務取締役就任 株式会社一家ダイニングプロジェクト常勤監査役就任 株式会社一家ダイニングプロジェクト取締役経営企画室長就任(現任)	(注)2	
取締役	赤塚 元気	1976年11月5日生	1999年4月 2006年1月 2016年11月 2018年9月	ジャパン興業株式会社(現株式会社DREAM ON COMPANY)入社 ジャパン興業株式会社(現株式会社DREAM ON COMPANY)代表取締役社長就任(現任) 株式会社一家ダイニングプロジェクト社外取締役 就任(現任) 株式会社DREAM ON設立 代表取締役社長就任(現任)	(注)2	
取締役 (監査等委員)	五宝 滋夫	1958年1月31日生	1981年4月 2016年6月 2016年11月 2017年6月 2019年6月	麒麟麦酒株式会社(現キリンホールディングス株式会社)入社 シライ電子工業株式会社 監査役(社外監査役)就任(現任) 株式会社一家ダイニングプロジェクト常勤監査役(社外監査役)就任 株式会社Kaizen Platform監査役(社外監査役)就任(現任) 株式会社一家ダイニングプロジェクト社外取締役 監査等委員 就任(現任)	(注)3	

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有 株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	由木 竜太	1975年10月6日生	2000年10月 2011年1月 2016年11月 2019年6月	東京弁護士会 弁護士登録 フォーサイト総合法律事務所 パート ナー弁護士就任(現任) 株式会社一家ダイニングプロジェクト 監査役(社外監査役)就任 株式会社一家ダイニングプロジェクト 社外取締役 監査等委員 就任(現任)	(注)3	
取締役 (監査等委員)	神野 美穂	1976年6月28日生	2001年10月 2005年4月 2005年5月 2013年6月 2019年6月	監査法人トーマツ(現有限責任監査法人 トーマツ)入所 公認会計士登録 神野公認会計士事務所設立 所長就任(現 任) 株式会社サイオンアカデミー設立 代表 取締役社長就任(現任) 株式会社一家ダイニングプロジェクト 社外取締役 監査等委員 就任(現任)	(注)3	
計						1,136,200

- (注) 1. 取締役赤塚元気氏、五宝滋夫氏、由木竜太氏及び神野美穂氏は、社外取締役であります。
2. 取締役の任期は2021年10月1日から、2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 取締役(監査等委員)の任期は2021年10月1日から、2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

第5 【経理の状況】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

当社の完全子会社となる株式会社一家ダイニングプロジェクトの経理の状況については、同社の有価証券報告書(2021年6月24日提出)を参照ください。

(訂正後)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

当社の完全子会社となる株式会社一家ダイニングプロジェクトの経理の状況については、同社の有価証券報告書(2021年6月24日提出)及び四半期報告書(2021年8月13日提出)を参照ください。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

(訂正前)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日、毎年9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞社に掲載する方法とする。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://ikkadining.co.jp/
株主に対する特典	毎年3月末日及び9月末日現在の株主名簿に記載された当社株式1単元(100株)以上を保有される株主様を対象として、下記の基準によりお食事ご優待券を贈呈いたします。 100株以上200株未満 2,500円相当のお食事ご優待券 200株以上400株未満 5,000円相当のお食事ご優待券 400株以上 10,000円相当のお食事ご優待券

(注) 1. 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を使用することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(訂正後)

当社の株式事務の概要は、以下のとおりとなる予定です。

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
基準日	毎年3月31日
剰余金の配当の基準日	毎年3月31日、毎年9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞社に掲載する方法とする。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://ikkadining.co.jp/
株主に対する特典	毎年3月末日及び9月末日現在の株主名簿に記載された当社株式1単元(100株)以上を保有される株主様を対象として、下記の基準によりお食事ご優待券を贈呈いたします。 100株以上200株未満 2,500円相当のお食事ご優待券 200株以上400株未満 5,000円相当のお食事ご優待券 400株以上 10,000円相当のお食事ご優待券

(注) 1. 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を使用することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第五部 【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】

第1 【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】

(1) 【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

(訂正前)

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第24期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
2021年6月24日関東財務局長に提出。

【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

【臨時報告書】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づ
く臨時報告書を2021年6月24日に関東財務局長に提出。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(訂正後)

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第24期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
2021年6月24日関東財務局長に提出。

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第25期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)
2021年8月13日関東財務局長に提出。

【臨時報告書】

. 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定
に基づく臨時報告書を2021年6月24日に関東財務局長に提出。

. 金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に
基づく臨時報告書2021年8月13日に関東財務局長に提出。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

第六部 【株式公開情報】

第3 【株主の状況】

(訂正前)

当社は新設会社ですので、本届出書提出現在において株主はおりませんが、当社グループの完全子会社となる株式会社一家ダイニングプロジェクトの2021年3月31日現在の株主の状況は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社TKコーポレーション	千葉県市川市八幡三丁目3番2-2801号	1,600,000	24.35
武長 太郎	千葉県市川市	1,136,200	17.29
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	東京都千代田区大手町一丁目6番1号 大手町ビル4階	482,000	7.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	83,900	1.28
サントリー酒類株式会社	東京都港区台場二丁目3番3号	80,000	1.22
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	35,400	0.54
寺口 義弘	神奈川県海老名市	35,000	0.53
西山 知義	東京都世田谷区	32,000	0.49
株式会社古館篤臣総合事務所	千葉県柏市一丁目2番35号8階	26,900	0.41
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	26,600	0.40
計		3,538,000	53.85

- (注) 1. 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
2. 上記のほか当社所有の自己株式47,800株があります。
3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び株式会社日本カストディ銀行の所有株式は、信託業務に係るものであります。

（訂正後）

当社は新設会社ですので、本届出書提出現在において株主はおりませんが、当社グループの完全子会社となる株式会社一家ダイニングプロジェクトの2021年3月31日現在の株主の状況は以下のとおりです。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社TKコーポレーション	千葉県市川市八幡三丁目3番2-2801号	1,600,000	24.35
武長 太郎	千葉県市川市	1,136,200	17.29
マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社	東京都千代田区大手町一丁目6番1号 大手町ビル4階	482,000	7.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	83,900	1.28
サントリー酒類株式会社	東京都港区台場二丁目3番3号	80,000	1.22
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	35,400	0.54
寺口 義弘	神奈川県海老名市	35,000	0.53
西山 知義	東京都世田谷区	32,000	0.49
株式会社古舘篤臣総合事務所	千葉県柏市一丁目2番35号8階	26,900	0.41
株式会社日本カストディ銀行(信託口6)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	26,600	0.40
計		3,538,000	53.85

- (注) 1. 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
2. 上記のほか当社所有の自己株式47,800株があります。
3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び株式会社日本カストディ銀行の所有株式は、信託業務に係るものであります。